

後遺障害保険金支払区分表

1 眼の障害

- (1) 両眼が失明したとき 100%
- (2) 1眼が失明したとき 60%
- (3) 1眼の矯正視力が0.6以下となったとき 5%
- (4) 1眼が視野狭窄（正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう）
となったとき 5%

2 耳の障害

- (1) 両耳の聴力を全く失ったとき 80%
- (2) 1耳の聴力を全く失ったとき 30%
- (3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せないとき 5%

3 鼻の障害

- (1) 鼻の機能に著しい障害を残すとき 20%

4 咀嚼く、言語の障害

- (1) 咀嚼く又は言語の機能を全く廃したとき 100%
- (2) 咀嚼く又は言語の機能に著しい障害を残すとき 35%
- (3) 咀嚼く又は言語の機能に障害を残すとき 15%
- (4) 歯に5本以上の欠損を生じたとき 5%

5 外貌（顔面・頭部・頸部をいう）の醜状

- (1) 外貌に著しい醜状を残すとき 15%
- (2) 外貌に醜状（顔面においては直径2cmの癍痕、長さ3cmの線状痕程度をいう。）
を残すとき 3%

6 脊柱の障害

- (1) 脊柱に著しい奇形又は著しい運動障害を残すとき 40%
- (2) 脊柱に運動障害を残すとき 30%
- (3) 脊柱に奇形を残すとき 15%

7 腕（手関節以上をいう）、脚（足関節以上をいう）の障害

- (1) 1腕又は1脚を失ったとき 60%
- (2) 1腕又は1脚の3大関節中の2関節又は3関節の機能を全く廃したとき 50%
- (3) 1腕又は1脚の3大関節中1関節の機能を全く廃したとき 35%
- (4) 1腕又は1脚の機能に障害を残すとき 5%

8 手指の障害

- (1) 1手の拇指を指関節（指節間関節）以上で失ったとき 20%
- (2) 1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき 15%
- (3) 拇指以外の1指を第2指関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき 8%
- (4) 拇指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき 5%

9 足指の障害

- (1) 1足の第1足指を趾関節（指節間関節）以上で失ったとき 10%
- (2) 1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき 8%
- (3) 第1足指以外の1足指を第2趾関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき 5%
- (4) 第1足指以外の1足指の機能に著しい障害を残すとき 3%

10 その他身体の著しい障害により終身自用を弁することができないとき 100%

(注) 第7項、第8項及び第9項の規定中「以上」とは当該関節より心臓に近い部分をいう。